

群馬県スポーツ協会長賞表彰対象及び推薦基準

I 特別功労者賞

1 対象

公益財団法人群馬県スポーツ協会（以下「本協会」という。）役員として特に顕著な功労のあった者

2 推薦基準

(1) 本協会の役員として20年以上在任し退任した者で、併せて委員会等で特に功績があった者

(2) 上記と同等以上の功績があったと認められる者

3 決定方法

(1) 推薦基準に該当する者は、総務委員会で推薦し理事会の承認を得て会長が決定する。

(2) 受賞は、一名1回限りとする。

II 特別賞

1 対象

特に顕著な実績を上げ、多くの県民を感動させ、生きる勇気と活力を与えてくれた個人及び団体

2 推薦基準及び決定方法

当該年において、特別賞の対象となる個人及び団体がある場合は、総務委員会で推薦し理事会の承認を得て会長が決定する。

III スポーツ功労者賞

1 対象

(1) 本協会の役員、評議員及び学識経験委員として功労のあった者

(2) 本協会の諸事業の推進に功労のあった者

(3) 加盟団体においてスポーツ振興に功労のあった者

(4) 上記に掲げる対象者は、50歳以上の者とする。

2 推薦基準

(1) 本協会の役員6年、評議員及び学識経験委員10年以上在任し退任した者

(2) 本協会の諸事業に顕著な功労のあった者

(3) 当該団体において10年以上スポーツ振興に功績のある者で、加盟団体から具申のあった者

(4) 国民スポーツ大会に選手、監督及び支援スタッフ（本協会が認めた者に限る）で通算20年以上出場した者で、加盟団体から具申のあった者

(5) 地域又は職場において10年以上生涯スポーツ及び健康増進事業等に功績があり、現在も生涯スポーツ及び健康増進事業等の指導をしている者で、加盟団体から具申のあった者

(6) 群馬県レクリエーション協会の傘下の本協会加盟団体においては、同協会から具申のあった者

(7) 上記(3)から(5)の具申については、当該団体一名限りとする。又上記(6)においては三名以内とする。

3 決定方法

- (1) 推薦基準（１）及び（２）に該当する者は、総務委員会で推薦し理事会の承認を得て会長が決定する。
- (2) 上記を除く推薦基準に該当する者は、加盟団体の具申を総務委員会で審査し理事会の承認を得て会長が決定する。
- (3) 受賞は、一名１回限りとする。

IV 最優秀指導者賞

1 対象

- (1) 当該競技において最高権威の国際大会に日本代表として出場した選手の指導者
- (2) 国際大会で３位以内に入賞した選手の指導者
- (3) アジア選手権大会で優勝した選手の指導者
- (4) 全国大会で優勝した選手の指導者
- (5) 日本記録を樹立した選手の指導者
- (6) 国際大会で日本代表チームの監督及びコーチをした指導者
- (7) オリンピック競技大会（以下「オリンピック」という。）及びパラリンピック競技大会（以下「パラリンピック」という。）に出場した選手をジュニア期に育成した指導者

2 推薦基準

- (1) 上記対象（１）の国際大会は、オリンピック、パラリンピック及び世界選手権大会等とし、日本代表として出場する最高権威の大会とする。
- (2) 上記対象（２）の国際大会は、アジア大会、ユニバーシアード競技大会、世界ジュニア選手権大会及びワールドカップ（年間数試合）等の大会とする。
- (3) 上記対象（４）の全国大会は、国民スポーツ大会、全日本選手権大会、全国高等学校選手権大会、全国中学校体育大会、全日本学生選手権大会及び全日本ジュニア選手権大会等とし、国内最高権威の大会とする。
- (4) 上記対象（６）の国際大会は、同推薦基準（１）及び（２）に該当する大会とする。
- (5) 上記対象（１）から（５）については、当該対象時の指導者とする。
- (6) 上記対象（７）の指導者は、当該選手のジュニア期の指導者とし、一選手一指導者の１回限りとする。

3 決定方法

推薦基準に該当する者は、加盟団体の具申を総務委員会で審査し理事会の承認を得て会長が決定する。

V 最優秀選手賞

1 対象

- (1) 当該競技において最高権威の国際大会に日本代表として出場した選手
- (2) 国際大会で３位以内に入賞した選手
- (3) アジア選手権大会で優勝した選手
- (4) 全国大会で優勝した選手
- (5) 日本記録を樹立した選手
- (6) 上記に掲げる対象は、小学生を除くものとする

2 推薦基準

- (1) 上記対象(1)の国際大会は、オリンピック、パラリンピック及び世界選手権大会等とし、日本代表として出場する最高権威の大会とする。
- (2) 上記対象(2)の国際大会は、アジア大会、ユニバーシアード競技大会、世界ジュニア選手権大会及びワールドカップ(年間数試合)等の大会とする。
- (3) 上記対象(4)の全国大会は、国民スポーツ大会、全日本選手権大会、全国高等学校選手権大会、全国中学校体育大会、全日本学生選手権大会及び全日本ジュニア選手権大会等とし、国内最高権威の大会とする。
- (4) 団体種目における推薦者数は、大会要項のエントリー者数とする。

3 決定方法

推薦基準に該当する者は、加盟団体の具申を総務委員会で審査し理事会の承認を得て会長が決定する。

VI 優秀選手賞

1 対象

- (1) 国際大会で8位以内に入賞した選手
- (2) アジア選手権大会で3位以内に入賞した選手
- (3) 東アジア選手権大会で優勝した選手
- (4) 全国大会で3位以内に入賞した選手
- (5) 全国規模大会での優勝した選手
- (6) 国民スポーツ大会で8位までに入賞した選手
- (7) 上記に掲げる対象は、他の表彰区分に該当する者及び小学生を除くものとする

2 推薦基準

- (1) 上記対象(1)の国際大会は、アジア大会、ユニバーシアード競技大会、世界ジュニア選手権大会及びワールドカップ(年間数試合)等の大会とする。
- (2) 上記対象(4)の全国大会は、国民スポーツ大会、全日本選手権大会、全国高等学校選手権大会、全国中学校体育大会、全日本学生選手権大会及び全日本ジュニア選手権大会等とし、国内最高権威の大会とする。
- (3) 上記対象(5)の全国規模大会は、同対象(4)に準ずる全国大会とする。
- (4) 団体種目における推薦者数は、大会要項のエントリー者数とする。

3 決定方法

- (1) 推薦基準に該当する者は、加盟団体の具申を総務委員会で審査し理事会の承認を得て会長が決定する。

VII ジュニアスポーツ奨励賞

1 対象

学校教育法第1条で定められた小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に在学している20歳未満の者で、次のいずれかに該当する者。ただし、小学生においては原則として4年生以上、高等専門学校生においては原則として3年生以下の者とする。

- (1) 小学生で最優秀選手賞又は優秀選手賞の対象に該当する選手
- (2) 全国規模大会で3位以内に入賞した選手

- (3) 関東大会で優勝した選手
- (4) 群馬県新記録を樹立した選手
- (5) 上記に掲げる対象は、他の表彰区分に該当する者を除くものとする

2 推薦基準

- (1) 上記対象(2)の全国規模大会は、国内最高権威の大会に準ずる大会とする。
- (2) 団体種目における推薦者数は、大会要項のエントリー者数とする。

3 決定方法

推薦基準に該当する者は、加盟団体の具申を総務委員会で審査し理事会の承認を得て会長が決定する。

Ⅷ 感謝状

1 対象

本県のスポーツ振興に顕著な支援及び協力をした個人及び団体

2 推薦基準及び決定方法

当該年に上記対象となる個人及び団体がある場合は、総務委員会で推薦し、理事会の承認を得て会長が決定する。

附 則

この基準は、平成29年5月30日から適用する。

附 則

この基準は、令和6年1月1日から適用する。